

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
1	消費者の安全・安心の確保	1	消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、収集・整理するとともに、拡大可能性、多様性や特異性などを勘案して、追跡調査や原因究明を行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	行政機関のみでなく、事業者、消費者経由の情報についても触れるべき。収集・整理のみではなく公表についても明記すべき。重大事故等に関与する行政機関（警察、消防、国民生活センター、経済産業省、厚生労働省等）を全て担当省庁に明記すべき。追跡調査や原因究明の短期化を目指すべきであり、それが検証可能となるような目標設定が必要である。事故被害者の救済についても検討すべきである。
1	消費者の安全・安心の確保	2	消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について検討する。	消費者庁	平成23年度末までに一定の結論を得る。	「既存の官民の調査機関の積極的活用の在り方と、消費者事故等についての独立した事故調査委員会の在り方について検討する」と修文すべき。また、医療機関も含め、各分野での調査機関を列挙して具体的に調査機関を示すべき。16で触れているように、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等も行うべき。原因究明機関は、消費者の利用を可能とすべき。
1	消費者の安全・安心の確保	3	消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済情勢を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討する。	消費者庁	平成22年度末までに一定の結論を得る。	「その他経済情勢」を削除するとともに、「重大事故等の範囲について、範囲を拡大する方向で検討する」と記述すべき。18での重大製品事故等の範囲の拡大と関連し、担当省庁に経産省を含めて施策を進めるべき。
1	消費者の安全・安心の確保	4	有識者によるワーキンググループの活用などにより、例えば、高齢者被害、出資トラブル、子どもの安全など国民の関心の高いテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供に資する。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	「財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討する」と修文し、実施時期を「平成22年度末までに一定の結論を得る」とすべき。記述内容が分かりにくい。具体的に実施することを明瞭に記述すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	5	消費者庁に通知等された重大事故等、消費者事故等に関する情報、その他の情報について、消費者安全法第13条4項に基づき国会へ報告を行うほか、広く消費者や関係行政機関へ情報提供を行う。また、消費者への情報提供に当たっては、報道発表やホームページへの掲載に加え、消費者団体など各種団体との連携など、幅広く、分かりやすい情報提供を行うよう努める。	消費者庁 国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	PIO-NET や事故情報データベースを含むことを明記すべき。消費者への情報提供にあたっては、可能な限り担当行政機関が入手した情報、被害拡大防止に必要な基本的情報を含め、わかりやすい情報提供をする旨を追加するべき。
1	消費者の安全・安心の確保	6	医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行う。	消費者庁 国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	委嘱医療機関を拡大し、厚労省及び医薬品医療機器総合機構を関係省庁に含めるべき。
1	消費者の安全・安心の確保	7	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合に備えて、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱を整備し、緊急時にはこれに基づき対処する。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	実施時期について、要綱の整備は「平成22年度末までに実施する」とすべき。
1	消費者の安全・安心の確保	8	PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）等で収集される情報を分析して取りまとめ、消費者被害の発生や拡大を防ぐために消費者や関係機関等へ、記者説明会等を通じ、迅速な情報提供を行う。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	「記者説明会等を通じ、」という表現は削除すべき。取りまとめた情報を提供するだけでなく、収集した情報を公開するという視点を施策に盛り込むべき。
1	消費者の安全・安心の確保	9	PIO-NET 等で収集される情報を踏まえ、商品テストを実施し、情報提供することにより、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	商品テストを実施する原因究明機関の一つとして、消費者庁、経産省も担当省庁とすべき。テスト結果については、まとめた結果について関係省庁に照会した上で発表されているが、消費者庁が司令塔の役割を行使することを考えれば、関係省庁の了解が得られなくても、必要な情報の公表は積極的に行うべき。また、事故情報には出てこない、集まりにくい情報を、消費者団体等と連携し収集、重大な事故に至る前の未然防止に役立てるべき。
1	消費者の安全・安心の確保	10	国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関に端末を追加配備する。	消費者庁 国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な計画を明記すべき。また、事故情報の共有のために、端末配備機関を、専門機関・大学などの研究機関・弁護士会などにも拡大し、PIO-NET は情報の収集及び提供をするシステムとすべき。
1	消費者の安全・安心の確保	11	PIO-NET を刷新し、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	PIO-NET について国民生活センターと消費者庁の関係が明確でなく、消費者

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	保		が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員が閲覧できるような仕組みを目指す。		的に実施する。	庁を関係省庁に含めるべき。 また、事故情報の共有のために、端末配備機関を、専門機関・大学などの研究機関・弁護士会などにも拡大し、PIO-NET は情報の収集及び提供をするシステムとすべき。
1	消費者の安全・安心の確保	12	事故の未然防止、拡大防止に資するため、関係機関(消費生活センターを含む)の事故情報を一元集約した事故情報データベースを運用する。	消費者庁 国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	13と統合すべき。データベースに参画する全省庁を担当省庁に含めるべき。「データベースの平成22年度中の構築と、運用状況の検証」を明記すべき。関係機関の取りまとめた情報ではなく、収集した情報そのものを一元的に集約すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	13	消費者被害の拡大防止や同種・類似の事故発生防止に寄与するため、事故情報データベースに参画し、日本司法支援センターが受け付けた消費者被害に関する情報の速やかな提供に努める。	法務省	平成22年度以降継続的に実施する。	12と統合すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	14	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握する。具体的には、製品火災等について、類似火災・事故や技術動向などの横断的分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る情報の収集・原因分析・未然防止策等の研究を推進する。	総務省 (消防庁)	平成22年度以降継続的に実施する。	収集した事故情報につき、公表・提供も進めるべき。「救急救命活動での製品事故情報の収集ができる体制の構築」について明記すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	15	子どもの事故防止について、国自らの取り組みを加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取り組みを促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	
1	消費者の安全・安心の確保	16	関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指した「キッズデザイン」の普及・推進を行う。また、繰り返し起きている子どもの類似事故を予防するため、消費者庁などに収集される事故情報を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等の科学的知見を企業や業界団体に提供し、事故予防に配慮された安全・安心な製品開発や業界標準の作成等を支援するとともに、製品の選択や使い方等に関して消費者へ情報提供を行う。	経済産業省	前段については、平成22年度以降継続的に実施する。後段については、平成22年度～24年度に実施する。	「また、繰り返し起きている」以降を別の施策とし、消費者庁を担当省庁に含めるべき。高齢者、障がい者に生じる類似事故の予防も同様に検討すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	17	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直し等を行う。なお、調査結果については、報告書として公表することとしている。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	事故調査委員会といった専門機関が必要。消費者庁も担当省庁に含めるべき。
1	消費者の安全・安心の確保	18	消費者安全法に基づく情報収集を着実に実施し、その実施状況の検証を踏まえて、消費生活用製品における重大製品事故の報告・公表制度の対象の拡大について検討する。	消費者庁	平成22年度以降に検討開始する。	3と同様に、「平成22年度末までに一定の結論を得る」と記述すべき。「消費者安全法に基づく情報収集を着実に実施し、その実施状況の検証を踏まえて、」部分は削除すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	19	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による市場対応、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行う。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	前段と後段は項目を別にすべき。事故情報の分析、原因の調査・究明等について、消費者庁、国民生活センター等との連携等が必要で、担当省庁に含めるべき。
1	消費者の安全・安心の確保	20	消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメントの必要性・在り方等について、専門家を交えて改善を講じる方向で検討を行う。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	専門家の人選においては、消費者の視点及び被害救済の経験等を考慮すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	21	消費生活用製品の分野において、リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討する。	消費者庁 経済産業省	平成22年度において一定の結論を得る。	中小企業がリコールできる体制の検討(社告掲載費用、保険料等)が必要。
1	消費者の安全・安心の確保	22	自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。また、自動車の不具合に対するユーザーの関心を高めるため、ユーザーへのリコール関連情報等の提供を行う。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	情報の解析に消費者目線をいれるために、担当省庁に消費者庁を加えるべき。自動車メーカーからの情報収集については、これまで以上に、国内外の死亡・負傷事故情報、物損事故、消費者苦情数、社内のフィールドレポート数など、海外で収集されているのと同程度の、リコールにつながる情報を早期に集める必要がある。
1	消費者の安全・安心の確保	23	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭	厚生労働省	概ね2年ごとに1製品	

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	保		用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成する。		群につき作成する。 （「洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成22年度中に作成する。）	
1	消費者の安全・安心の確保	24	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づいて平成22年10月に一部施行（米穀等に関する取引等の記録の作成・保存）される制度の定着を図る。また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取り組みを推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じる。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	トレーサビリティに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 （修文案） 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」、及び「食品衛生法第3条第2項」に基づき、農林漁家や食品事業者等における仕入等の記録の作成・保存の義務付けの普及・拡大について検討し、必要に応じて所要の措置を講じる。 担当省庁：農林水産省、厚生労働省
1	消費者の安全・安心の確保	25	高度な取組内容を持つ農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取り組みの拡大と取組内容の高度化を推進する。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	GAPに係る施策について総合的に記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 （修文案） 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取り組みの普及・拡大をはかる。
1	消費者の安全・安心の確保	26	食品製造事業者の大規模層における HACCP 手法の導入は相当程度進んでいるが、大多数を占める中小規模層の導入率は低位にあり、中小規模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「HACCP 支援法」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取り組み等を支援する。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援する。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	HACCPに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 （修文案） 中小零細規模の食品製造事業者層に対して、HACCP 手法に基づく衛生管理の考え方の定着や一般的衛生管理に基づく食品の製造の徹底を図るために必要な措置を講ずる。 担当省庁：農林水産省、厚生労働省
1	消費者の安全・安心の確保	27	消費者庁は、関係省庁・関係機関の協力を得て、PL 法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例を収集・整理し、適時・適切に取りまとめの上、公表する。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	「平成22年度にも取りまとめる」ことは明記すべき。
1	消費者の安全・安心の確保	28	関係省庁等と連携して、食品の安全性に関する適切な情報提供に努めるとともに、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。	食品安全委員会 消費者庁 厚生労働省 農林水産省 環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	食品安全に関するリスクコミュニケーションに係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。（修文案） リスクコミュニケーションで関係者から出された意見・情報について、反映の有無の工夫、及び反映の有無の理由が明確となるような情報提供を実施する。
1	消費者の安全・安心の確保	29	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じる。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	食品安全に関するリスク管理に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 （修文案） 食品安全に関するリスク管理は、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を執る必要があるが、その際、科学的知見に基づいて行うとともに、健康影響リスクが大きいと予測される場合には、科学的知見が不十分であっても国民の健康への悪影響を防ぐために暫定的な措置を講ずる必要がある。 担当省庁 農林水産省 厚生労働省
1	消費者の安全・安心の確保	追加	過去一年に遡って消費者トラブルの多い業界に対して、指導強化と業界基準の作成、従業員に対する基準指導の強化。	全省庁		施策番号 91 のエステ業界、施策番号 153 の警備業界に限らず、トラブルの集中している業界を洗い出し、指導を強める必要があります。
1	消費者の安全・安心の確保	追加	プライバシー保護に関する第三者機関の設置の検討	消費者庁 総務省	平成23年度に一定の結論を得る。	
1	消費者の安全・安心の確保	追加	PL法の改正検討	消費者庁	平成22年度に結論を得る	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
1	国際化の進展への対応 ⇒消費者の安全・安心の	146	輸入食品監視指導計画は、食品衛生法に基づき、輸入食品等について、国が行う輸入時の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に行うことを目的として策定するもの	厚生労働省 消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。（毎年度	輸入食品も含め、食品表示は消費者庁の所管であり、輸入食品に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	確保へ		であり、年度ごとに、国民の意見を聴いた上で策定し、当該計画に基づく監視指導の結果についても公表することとしている。この輸入食品監視指導計画により、輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図る。		策定)	る。 また、具体的な監視指導業務について記載しているため、「国際化の進展への対応」から、「消費者の安全・安心の確保」に項目を移す必要がある。 (修文案) 食品衛生法に基づき毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に沿って、輸入時の監視指導や輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図る。また、輸入時における輸入食品の表示に係る監視指導の在り方について検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、厚生労働省
1	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保⇒消費者の安全・安心の確保	59	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	食品防御に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 また、項目については、「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」から、「消費者の安全・安心の確保」に移す必要がある。 (修文案) 食品への有毒・有害物質の混入事案に関し、食品防御という観点から問題発生未然防止のための調査研究や輸出国等における衛生対策に関する情報収集、事業者の自主的な衛生管理の推進など、関係省庁の連携の元、所用の措置を講ずる。 担当省庁等：内閣官房、消費者庁、農林水産省、厚生労働省、警察庁
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	30	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の法制審議会における議論の動向等に留意し検討する。	消費者庁法務省	平成22年度以降継続的に実施する。	民法改正の動向を待つのでなくて、早急に改正に向けて取り組むべき【理由】①IT社会や高齢社会等の経済社会の変化に伴い新たな消費者被害が出現しているが、現行の規定では救済できない。 ②消費者相談に寄せられた消費者被害の実態を分析すると、新手商法や脱法的な事業行為等により、現行の消費者契約法では救済できない消費者被害が多発していること ③上記を踏まえて、内閣府における「消費者契約法評価検討委員会」等で改正に向けた検討がなされて、規定内容の追加と改正の必要性が提起されていること。 ④消費者契約法制定の附帯決議にも、五年後の見直しを決議されていること。 ⑤上記③の検討結果に最新の相談分析等を加えて、早急に改正し、消費者被害の救済と消費者の利益を確保することが急務である。 ⑥基本計画においては、「民法(債権関係)改正の法制審議会における議論の動向等に留意し検討する。」とあるが、上記のように、救済すべき消費者被害は多いのに放置されている状況であり、経済社会の変化による新たな消費者取引に即応していない。従って、現行法の改正は急務である。 ⑦消費者契約法は、消費者と事業者間の取引について、その格差を踏まえて、より具体的内容を捉えた判りやすい規定であり、消費者被害の救済のためは当然のこと、消費者取引の適正化を図る市場環境の整備にも寄与している。包括的な規定の民法への導入等の検討結果を待つことなく、消費者契約法の特徴を見極め、改正を早急に行うべきである。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	31	商品先物取引について消費者の保護を図るため、商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行う。また、取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制(許可制)を導入するとともに、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)を原則禁止とした、「商品先物取引法」が平成21年7月10日に公布されたところであり、同法の施行後は、同法の迅速かつ適正な執行を行う。	農林水産省 経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	32	平成20年6月に成立した改正割賦販売法について、平成22年度以降、同法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の健全な	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	保		発展を推進する。			
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	33	悪質商法対策の充実・強化を図るため、・訪問販売、電話勧誘販売、通信販売について、原則すべての商品・役務を扱う取引を規制対象とする「指定商品・指定役務制の廃止」、・訪問販売における「再勧誘の禁止」、「過量販売の解除」、・通信販売における、「返品ルール」の導入、・電子メール広告の送信についてのオプトイン規制の導入等の規制強化を行った改正特定商取引法を平成21年12月より施行しており、同法の厳正な執行を行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	34	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取り組みとして、インターネット接続サービス事業者や金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促す。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	35	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、悪質な第二金融商品取引業者や投資運用業者等からの資金流失を防止するための制度整備を早急に行う。投資家保護上必要な行政対応を実施していく。	金融庁	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	36	改正貸金業法の完全施行と広報の強化、施行後の運用状況の把握を行いつつ、消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討する。	金融庁関係省庁等	平成22年度以降継続的に検討する。	改正貸金業法の完全施行については、全く触れられていませんでしたので加筆する必要があります。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	37	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」の改訂に向けた検討を行う。	国土交通省	平成22年度から検討を開始する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	38	昨今の深刻な経済情勢の中、家賃の悪質な取立て行為等により賃貸住宅の居住者の居住の安定が侵害されている事態にかんがみ、賃貸住宅の家賃の取立て行為等による紛争の発生を防止するため、家賃債務保証業の登録制度の創設、弁済情報提供等事業者の登録制度の創設、家賃の取立て行為に係る規制の創設等の措置を講ずる。	国土交通省	平成22年通常国会に法案の提出を検討する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	39	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表する。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度の充実を図る。	国土交通省	平成22年度からの実施を目指す。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	40	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等をアドバイスできるような体制を整備する。	国土交通省	平成22年度からの実施を目指す。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	41	ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行う。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	42	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに旅行業に関する消費者事故等を未然に防止するため、啓発パンフレットの作成等により、取引当事者への情報提供の充実等を図る。	国土交通省（観光庁）	平成22年度以降継続的に実施する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	43	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	44	消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について、消費者の関心等を踏まえ、順次検討を行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。（修文案） 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野に

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
						おける横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、農林水産省、警察庁 実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	45	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」附則に基づき、加工食品等の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討し、所要の措置を講じる。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。（修文案） 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、農林水産省、警察庁 実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	46	消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、アドバイザーの育成等を行う。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。（修文案） 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、農林水産省、警察庁 実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	47	食品表示の信頼性を確保するため、 ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図る。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行う。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。（修文案） 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、農林水産省、警察庁 実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	48	消費生活センター、県警本部、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、食品表示に関する関係法令の効果的な執行を図る。	警察庁 消費者庁 農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	食品表示に係る省庁横断的な施策として記載される必要があるため、項目番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。（修文案） 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、農林水産省、警察庁 実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	49	家庭用品は、一般消費者の生活様式の変化や技術革新によって目まぐるしく変化するため、家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜規程等の改正を行っていく。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	50	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	51	消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、建物部品の防犯性能の表示制度について、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図る。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	52	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール（GHS）の利用促進及び普及啓発を図る。	厚生労働省 経済産業省 環境省 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	53	電気通信サービスの広告表示等に関して、電気通信サービス向上推進協議会が行う「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況を注視するとともに、利用者により分かりやすいものとするため、さらなる検討を促す。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	協議会では「広告表示」の他、苦情・相談や事故対応などの諸課題について検討しているため、「広告表示」に限定する記載ではなく、諸課題を網羅した表記に修正する必要がある
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	54	消費者の表示に対する信頼を脅かす偽装表示を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	番号44～48及び54を削り、代わりに次の一項を加える必要がある。 (修文案) 関係省庁と連携して、食品表示の制定から監視・指導に係る一連の施策について、一元的な運用を推進すると共に、「消費者庁設置法案、消費者庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案」に対する参議院消費者問題に関する特別委員会付帯決議第27項に基づき、食品表示の分野における横断的な新法の制定に向けた検討を行う。 担当省庁等：消費者庁、農林水産省、警察庁 実施時期は、新法制定の検討は「平成22年度末までに一定の結論を得る」とする。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	55	関係行政機関との緊密な連携を図り国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	56	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を取りまとめ、研究事例等を捜査機関全体で共有し、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を全国的に確実に推進する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	57	生活経済事犯によって脅かされる消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	施策番号63と一括にすべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	58	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と連携を取りながら再発防止を図る。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	製品事故等において、原因究明は上記2の原因究明機関によることとし、捜査機関は責任追及に限定すべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	60	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等の取締りを強化する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	61	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	架空請求に使われている携帯電話のアドレスを、各地の消費者センターから通報してもらうことにより、携帯電話の契約を解除し、今後の犯罪の未然防止をすべき。 「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	62	関係行政機関との緊密な連携を図り消費者の利殖願望につけ込んだ資産形成事犯の取締りを推進する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	「取締りの推進」に関連する施策55、60、61、62等は項目を整理すべき。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	保					
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	63	関係行政機関との緊密な連携を図り、生活経済事犯に係る情報共有、被害拡大防止対策等をより強化し緊密に行う。 <u>する。</u>	警察庁関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。施策番号57と一括にすべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	64	偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けた、キャッシュカード利用者へのカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。	警察庁 金融庁	平成22年度以降随時実施する。	担当省庁に消費者庁も加えるべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	65	未公開株等高い収益性をうたい文句とした金融取引を持ちかける無登録業者による違法な勧誘行為について、 <u>国民に対するウェブサイトへの掲載のほか、報道機関の活用、銀行等金融機関への協力依頼、WEBポータルサイト等への広告など、さまざまな情報チャンネルを通じた国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させる。</u> 無登録業者の実態把握に努め、悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図る。	警察庁 金融庁	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。担当省庁に消費者庁も加えるべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	66	金融機関との意見交換会等を通じ、金融機関に対し振り込め詐欺に関する注意喚起等を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組みを促進する。	警察庁 金融庁	平成22年度以降随時実施する。	担当省庁に消費者庁も加えるべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	67	金融機関等に対し不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行う。	金融庁	平成22年度以降随時実施する。	担当省庁に消費者庁も加えるべき。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	68	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を推進することに加え、JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図るための検討を行う。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	69	国内・国際標準化関連活動に消費者の視点を適切に反映し、消費者分野等における標準化施策（適合性評価制度の構築・運用を含む）を実施する。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	70	消費者の生活における正確な計量について、地方公共団体などと協力し、制度の実効性を向上させるための取組みを行うとともに、計量器の実態等を踏まえることにより、計量の適正化を推進する。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	項目番号49～52、及び項目番号68～70は食品、商品及びサービス等に関する規格に係る施策として別途項目を起こしてとりまとめる必要がある。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	追加	事業者の取締りに関して、都道府県が行った行政処分の効果が自らの県内にしか及ばないこと、行政処分を受けた事業者が別法人を設立して同様の行為を繰り返すことを止められないこと、都道府県の消費生活条例に直罰規定を盛り込むことが困難であることについての法制上の検討	消費者庁・法務省	平成22年度に結論を得る	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	追加	改正特定商取引法で適用除外とされた部分について、消費者被害の状況と監督官庁の対応の把握、及び適用の検討(例：電気通信事業法をはじめとする情報通信関連法など)	消費者庁・経済産業省・総務省 他	平成22年度に結論を得る	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	追加	景品表示法への課徴金制度導入の検討	消費者庁	平成22年度に結論を得る	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	追加	環境に配慮した商品の普及にあたっては、消費者トラブルにならないように監督すること	消費者庁 環境省 経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	環境配慮型商品の普及にまつわる消費者被害が増加しており、表示偽装や詐欺商法など、事業者への監督を強めることを求めます。
2	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	追加	資金決済法施行による新たな送金サービスの普及・発展に伴う利用者トラブル防止など、利用者視点からの取組みを検討し、実施する。			12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
2	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する	追加	少額決済サービスや企業ポイントサービスに関し、利用者利益の保護に関する取組みを強化する。			12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	る教育の充実⇒消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保					
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	71	消費者教育関係省庁間の連携を図るための会議を継続的に開催し、特に消費者庁・文部科学省間の密な連携体制の構築を図るとともに、地方公共団体において教育委員会と消費生活センターとの連携を促進する。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	「関係省庁消費者教育会議等を継続的かつ定期的に開催し、過去の研究・実践成果を関係省庁が共有化すること、そして各省庁の施策状況の把握・検証を実施すること。更に現場での実践につながるよう国としての事例紹介や制度整備を進め、地方公共団体・教育委員会が積極的に展開するよう、働きかけを促進する。」とより具体的に記述してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	72	ライフステージごとのニーズに対応した既存の各種教材等を基礎としつつ、より多様な視点から物事をとらえ、自主的かつ合理的な行動をとることに主眼を置いた教材等を作成する。	消費者庁 金融庁 文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、担当省庁を追加してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	73	各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトの運用・拡充を行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	74	消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等につき検討を行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	過去に一定の研究や先進事例の収集も行われており、これからは実践に移っていく段階であると考えます。これまでに実行されたことを整理し、新たに学校などの現場で消費者教育を実践することを書いてください。調査等は過去の研究や実践事例収集の成果を共有した上で、必要であれば実施するべきです。74番（消費者庁）と78番（文部科学省）はどちらも先進的な消費者教育の調査研究を行うこととなっている等、重なっているものも見られます。各省庁の計画を消費者庁が取りまとめ効果的な方法で実施してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	75	企業、消費者団体、NPO、教育機関等の多様な主体の参画・連携による消費者教育の推進を図るため、連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討する。	消費者庁 文部科学省 総務省	平成22年度中に一定の結論を得る。平成23年度中に地方での連携の場を作る。平成24年度から連携の場が本格的に行動を開始する。	地方の場で具体的に連携して進める場を作り、活動を作ることが重要です。従って担当省庁の追加と実施時期の具体化が必要です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	76	新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行う。	文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	すべての省庁が関わってくる事項であり、担当省庁に「消費者庁」をはじめ各省庁を明記すべきです。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	77	教員に対して、国際的な「消費者の8つの権利」など、幅広い意味での消費者教育に関する講座を実施する。そして特に義務教育現場の教員の消費者教育に関する指導力の向上を図る。	文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	現在国民生活センターでも教員対象の講座が実施されているところであり、担当省庁に「消費者庁」「国民生活センター」を加え、文部科学省と連携して進めてください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	78	国内外の学校教育及び社会教育における取り組みの調査を行うとともに取組事例集の作成・配布を実施する。	文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	過去に一定の研究や先進事例の収集も行われており、これからは実践に移っていく段階であると考えます。これまでに実行されたことを整理し、新たに学校などの現場で消費者教育を実践することを書いてください。調査等は過去の研究や実践事例収集の成果を共有した上で、必要であれば実施するべきです。74番（消費者庁）と78番（文部科学省）はどちらも先進的な消費者教育の調査研究を行うこととなっている等、重なっているものも見られます。各省庁の計画を消費者庁が取りまとめ効果的な方法で実施してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	79	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学生を対象とした効果的な内容・方法に関する調査研究を実施する。	文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	調査研究の成果を実践するところまで書くべき
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	80	社会教育主事に対する研修の実施や社会教育における効果的な内容・手法に関する調査研究を実施すること等を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育	文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な計画を示すべきです。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	る教育の充実		の充実を図る。			
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	81	法教育を通じて、法を主体的に利用できる力を養い、紛争に巻き込まれないための備えを行うとともに、紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図ることができるようになるものと期待されることであり、学校、教育機関等の協力を得ながら、「私法と消費者保護」を含む法教材に基づき、更なる法教育の推進を図る。	法務省	平成22年度以降継続的に実施する。	前段の理念は具体的施策にそぐわないため削除し、実施することを明確にすべきです。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	82	日本司法支援センターにおいて、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努める。	法務省	平成22年度以降継続的に実施する。	連携する目的を明確に記述してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	83	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手法や発生状況等について、消費者への情報提供・注意喚起を的確に行う。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきです。素案の表現では、何をもちいて情報提供・注意喚起が推進されたか判断できず、検証・評価・監視ができません。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	84	国民が自主的に生活経済事犯に係る被害を回避できるように生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進する。	警察庁 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきです。素案の表現では、何をもちいて広報啓発が推進されたか判断できず、検証・評価・監視ができません。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	85	情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、消費者取引における情報提供の適正化を図る。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきです。素案の表現では、何をもちいて情報提供が適正に行われたのか判断できず、検証・評価・監視ができません。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	86	保護者及び教職員を対象としたインターネットの安心・安全利用に関する啓発活動を実施する。	総務省 文部科学省	平成22年度以降継続的に実施する。	情報提供の方法や対象、広報啓発活動の具体案などを示すべきです。素案の表現では、何をもちいて広報啓発が推進されたか判断できず、検証・評価・監視ができません。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	87	一般消費者による自主的かつ合理的な商品・サービスの選択の確保、消費者団体による不当表示等の監視能力の向上などのため、景品表示法の説明会への講師派遣、同法のパンフレットの配布等を通じ、景品表示法の普及・啓発を図る	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	既に取り組まれている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化するべき。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	88	国民生活センターにおいて悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン及びリーフレットを発行し、民生委員や介護関係者、学校等の関係機関へ配布するとともに、全国で「消費者問題出前講座」を実施する。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	国民生活センターに限らず、消費者庁としても悪質商法や製品事故の情報を迅速に消費者の目に触れやすい方法（メルマガやパンフレットなど）で流すべき。消費者啓発、消費者教育、特に全国展開の出前講座などをきめ細かく行うためには、消費者庁、地方公共団体（消費生活センター）などとの連携が必要であり、その旨を盛り込んだ施策とする必要がある。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	89	消費者に対する独占禁止法の普及・啓発活動の推進として、 ・消費者向けの独占禁止法パンフレットを作成、配布する。 ・ホームページ（ウェブ）における消費者向けのコンテンツを拡充する。 ・消費者団体等に対する独占禁止法の説明会及び意見交換を開催する。 ・中学生、高校生、大学生に対する出前授業を実施する。	公正取引委員会	平成22年度以降継続的に実施する。	
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	90	トピック的な消費者被害の知識だけでなく、家計管理・生活設計・金融経済教育（被害に関するのみならず、投資やお金の借り方なども含めた教育）など消費者の生活に密着した金融・経済・家計に関する知識とスキルの普及・啓発強化のため、地域住民等に対して、講演を実施するとともに、学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。	金融庁	平成22年度以降継続して実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	91	エステティック関係団体における、①平成21年3月に作成したエステティックの衛生基準をエステティック関係者に周知・徹底することで、衛生水準の向上を図り、健康被害の減少に努める、②平成21年7月に実施したエステティック学術会議を来年度以降1年に1回程度、継続的に実施し、医師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の関連法規の内容も含め、エステティシヤンの知識、技術レベルの向上を図り、身体危害の防止等に取り組む、③今後、フェイシャルエステティックに関する調査研究を実施するとともに継続的に調査研究を実施する、等の取組みの進捗状況を把握し、助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行う。	厚生労働省	平成22年度以降継続的に実施する。	非常に具体的に書かれていますが、他の施策とのバランスが取れないため、書き方を工夫してください。また、厚生労働省が関わっている他分野（食、添加物、化粧品等）についての施策も盛り込んでください。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	92	食品安全や「食生活と健康」について、消費者の方への分かりやすい情報提供の取り組みを推進する。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	食育に関する省庁横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 また、項目については「食育の推進」として、別途取りまとめる必要がある。 (修正案) 食品の安全性や危害についての科学的知見に基づいた情報や、「食生活と健康」について、消費者への分かりやすい情報提供の取り組みを推進するなど、関係省庁と連携して食育の推進をはかる。 担当省庁等：内閣府(共生社会政策担当)、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、文部科学省
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	93	消費者による適切な選択に資するため、消費者向け講習会や関係団体のホームページを通じて、リフォーム事業者に関する消費者への情報提供の充実を図る。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な計画を示すべき
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	94	国民に対し、学校、家庭、社会における消費生活に関する知識の普及、情報の提供を充実するべく、都道府県金融広報委員会、国、地方公共団体、日本銀行等と連携して、①教材、パンフレット、ウェブ掲載情報の提供、②講演会、セミナー等の開催を行う。	金融広報中央委員会	平成22年度以降継続的に実施する。	既に取り組みされている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化するべき。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	小学6年、中学2～3年、高校2～3年の児童・生徒を対象とした、実践的な消費者教育の実施。	消費者庁・文部科学省・厚生労働省	平成22年度中に一定の結論を得る。平成23年度中に地方での連携の場を作る。平成24年度から連携の場が本格的に行動を開始する。	大学生への教育は施策番号79にありますが、大学生に限らず、子どもの成長に合わせ、特に人生の変わり目節目で重点的に消費者教育を実施することは必要な施策です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	母親学級、父親学級などでの消費者教育の実施。保護者と子どもと一緒に受講する消費者教育の実施。	消費者庁・文部科学省・厚生労働省		出産や子育ての過程で商品やサービスをめぐる様々な情報に振り回されることは容易に想像できます。従って出産前の父母を対象とした消費者教育は必要です。また保護者になって初めて気が付く問題もありますので、保護者と子どもと一緒に消費者教育を受ける機会を設けることは必要です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	教育訓練給付金制度を参考にしながら、事業者や事業者団体、業界団体による、従業員に対する消費者教育実施制度を整備し、促進を図る。とりわけ新入職員研修、定年退職前の従業員には消費者教育を実施するよう推進する。	消費者庁・文部科学省・厚生労働省		事業者として消費者の視点を学ぶことは重要であることとあわせて、自らも異なる場面では消費者であることを自覚できるよう、職場での教育の中に消費者教育を位置付けるよう、働きかけを強めることは重要です。あわせて特に定年前の職員を対象に消費者教育を実施することは、消費者被害の未然防止の視点から、重要な施策です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	労働組合による、労組員に対する消費者教育の実施を働きかける。	消費者庁・文部科学省・厚生労働省		労働組合に対して直接的に指導を行うという関係にはありませんが、働きかけを行うことは必要です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	事業者や事業者団体、業界団体による、従業員に対する法令遵守教育の徹底を促進する。	全省庁		法令遵守に関しては、食品事業者に対する農水省の施策(155)のみ取り上げられており、バランスに欠けています。横断的な取り組みとして、各省庁が監督する各事業者に対して実施することが必要です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	教育委員会と、公立私立を問わず、学校組織等(私学の連盟や大学生協なども含めて)に事故情報を提供し、学校を通じて保護者、子どもに周知を図る。また、学校組織などに対して子どもたちからの情報を集約して提供することを求める(担任、養護教諭、栄養士の役割発揮)。	消費者庁・文部科学省	平成22年度中に一定の結論を得る。	子どもを巡る消費者被害や製品・サービスに由来する事故は、学校で発生する場合があります。また、一日の内で子ども達が長い時間を過ごすのも学校です。学校には子ども達からの情報も集まりやすいといえます。更に子どもを通じて保護者に伝えるのも報道に比べて容易にできることだと思います。情報のサイクルをつくるにあたっては、学校の持つ機能を見捨てるわけには行きません。従って学校などの教育機関の果たすべき役割を、消費者基本計画の中で明確に位置付けるべきです。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	メディアリテラシーを養成するための方策の検討	消費者庁 文部科学省 総務省		様々な情報があふれる中で、消費者が情報を読み解く力を身につけることは、消費者被害を未然に防ぐために、重要な事項です。消費者教育の中に明確に位置付けることが必要です。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	教員養成段階や教員免許状更新時における消費者教育の履修化の検討、教員採用試験問題に消費者問題を組み込むことの検討			消費者教育は子どもたちの生きる力を育むために必要な事項です。学校での消費者教育を充実させるために、教員資格取得の必修項目に加えるべきです。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	消費者教育推進法の制定検討	消費者庁 文部科学省		消費者教育の推進が国全体として取り組むべき重要な施策であることを担保するための法律の制定が必要です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	食育を推進するための具体的施策	内閣府 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 食品安全委員会 消費者庁		食育については一切盛り込まれていません。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	学校教育における外部講師の活用	消費者庁 文部科学省		既にいくつかの消費者団体が学校での消費者教育を実施しています。しかし学校毎また学校長の異動等により、対応が異なり継続して取り組めないという指摘があります。消費者団体などの専門的な外部人材が関与できる制度を設けることは、消費者教育の効果をあげるためにも必要な施策です。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	消費者教育の重点課題の設定	消費者庁 文部科学省		消費者教育に関して、今後5年間での重点課題や優先的に取り組むことを示してください。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	消費者教育において各省庁が関わる分野の追記	消費者庁 文部科学省 他各省庁		各省庁が担うべき消費者教育のテーマや課題は存在します。消費者教育の大枠の検討についてだけでなく、例えば厚生労働省における食品安全や食生活、経済産業省における製品安全、総務省における地デジ、食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションについての教育などは、施策からもれています。これらについて、具体的に施策化できる項目を掲げること、あわせて今後を見据えた上での各省庁による消費者教育の推進も施策として加えるべきです。
3	消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	追加	消費者教育の教材の配布や情報提供についての追記	消費者庁 文部科学省 他各省庁		継続的に実施すべきことではありますが、平成 22 年度は、誰が何をどんな手段でどのようにどれくらい提供するのかを具体的に書いてください(参考として、90 番では、「パンフレット等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する」という具体的表現になっています)。
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	95	「消費者ホットライン」の運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で「消費者ホットライン」を引き続き実施する。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	96	「地方消費者行政活性化基金」などを活用した地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の充実の取り組みを支援する。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	97	地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査を実施しつつ、消費生活相談員制度の在り方、待遇の改善の在り方、相談員資格の在り方と処遇の改善との関係の在り方等について全般的に検討する。	消費者庁	平成22年度までに一定の結論を得る。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	98	地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査を踏まえ、国と地方の役割分担等も含め、地方公共団体への国の支援の在り方について検討する。	消費者庁	平成22年度までに一定の結論を得る。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	99	消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図り、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施する。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	100	消費者からの相談及び消費生活センターからの経由相談に対し、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行う。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	101	多重債務者対策への地方公共団体による地方消費者行政としての取り組みの動向を把握するとともに、国による支援策について検討する。に対する支援等について検討する。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	102	消費者紛争の迅速・適正な解決のために、国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
			に、地方公共団体のADR機関との連携を図る。			
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	103	消費者に対し、日本司法支援センターの民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努める。	法務省	平成22年度以降継続的に実施する。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	104	金融関連の問題に関するセンサーとしての金融サービス利用者相談室のこれまでの在り方や役割について期限を区切って検証を行い、その結果と今後の対応方針を公表し、役割の検討、拡充を図る。	金融庁	平成22年度以降継続的に検討する。	具体的施策に加筆修整した通り、明確に記述してください。検証については、「平成22年度末までに一定の結論を得る」としてください。
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	105	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図る。	金融庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	106	民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理制度(ADR)の活用を促進する。	国土交通省	平成22年度からの実施を目指す。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	107	①住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図る。 ②「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図る。 ③リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備する。	国土交通省	①平成22年度以降継続的に実施する。 ②平成22年度以降継続的に実施する。 ③平成22年度からの実施を目指す。	
4	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	追加	消費者生活相談員に対して、環境問題に係る最新の情報についての学習機会を提供する。	消費者庁・国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	相談員が適切な対応を行えるよう、消費生活にかかわる諸問題の学習に環境問題も加えるべきです。
5	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	108	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講ずる。	消費者庁 法務省	平成24年9月を目途に一定の結論を得る。	消費者団体訴訟制度に損害金等請求制度を導入することを求める観点から、平成21年5月28日付の参議院附帯決議に添って、下記の様に下線部を加筆されるよう要請します。
5	消費者の被害等の適切かつ迅速な救済	109	多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。	警察庁金融庁消費者庁法務省財務省文部科学省厚生労働省経済産業省総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	
5	消費者の被害などの適切かつ迅速な救済	追加	消費者団体訴訟制度における差止請求の対象について、拡大を検討する。 ①民法等の強行規定違反の行為 ②景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示 ③特定商取引法に定められた以下の行為 ・再勧誘の禁止違反(特商法3条の2等) ・書面交付義務違反(特商法4条等) ・禁止行為の一部(特商法6条4項等) ・指示事項違反(特商法7条等) ④不当約款、不当勧誘の推奨行為 ⑤消費者契約法の実体法部分を改正し、その内容を差止請求の対象とすることの検討等	消費者庁・法務省	平成22年度以降検討に着手し、平成25年度(特商法における差止請求権施行から4年目)までに、いったんの結論を得る。	現実に発生している消費者被害に対して、現行の対象では不十分であることから、例示したような事案に対しての拡大が必要です。
5	消費者の被害などの適切かつ迅速な救済	追加	消費者団体訴訟制度における差止請求の対象について、差止請求における後訴制限効(消費者契約法12条の2、1項2号)を再検討する。	消費者庁・法務省	平成22年度以降検討に着手し、平成25年度(特商法における差止請求権施行から4年目)までに、いったんの	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
					結論を得る。	
5	消費者の被害などの適切かつ迅速な救済	追加	金融分野における集団的被害救済制度の導入検討	消費者庁・金融庁		12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
5	消費者の被害などの適切かつ迅速な救済	追加	住宅に関する公正中立な紛争処理機関の強化と消費生活センター等との連携強化	消費者庁・国土交通省	平成22年度中に完了する。	前半部分は施策No.107で触れられていますが、消費生活センター等との連携も加えて補強すべき。
5	消費者の苦情処理と紛争解決の促進	追加	高齢者向け住宅(有料老人ホーム・高齢者専用賃貸住宅等)の契約トラブルへの対応強化	消費者庁・国土交通省・厚生労働省	平成22年度中に完了する。	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
5	消費者の被害等の適切かつ迅速な救済	追加	金融分野横断的に不招請勧誘禁止ルールを導入することを検討する。			12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	110	身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について、事業者、消費者の正しい理解が得られるようにする。そのために、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、情報収集を行うとともに、正確で分かりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。	環境省 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	「有害化学物質による人の健康や環境への著しい悪影響を2020年までに最小化する(目標)」という取り組みが見えてきません。化学物質問題は、生物多様性保全にも関係していると思いますが、その視点も見えてきません。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	111	農林水産分野の温室効果ガス削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討する。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	112と一本化すべきです。更に事業者に対する施策と対にして消費者に対する施策を加えること。温室効果ガスの「見える」化対策については、今回の基本計画では農林水産省だけが単独で施策が抜書きされていて、112と比べると突出している印象もあります。そうであれば、112の内容を省庁別に詳しく書き出すなどして記述をそろえるべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	112	製品のライフサイクル全般で排出される温室効果ガスをCO2量に換算して表示するカーボンフットプリントの仕組みを、国際的整合性に配慮しながら構築するとともに参加事業者、対象製品の拡大を推進する。	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	111と一本化すべきです。更に事業者に対する施策と対にして消費者に対する施策を加えること。温室効果ガスの「見える」化対策については、今回の基本計画では農林水産省だけの施策を111で抜書きしている印象があります。112の内容を省庁別に詳しく書き出すなどして記述をそろえるべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	113	容器包装廃棄物の3Rの推進に資する活動の奨励・普及を図るため、優れた取り組みを行っている市民団体、NPO、学校、地方公共団体、事業者などに対して、環境大臣賞を授与することを通じ、3R推進の奨励を図るとともに、優れた取り組みを広く紹介することにより3R推進の普及を図る。 また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携によるトップランナー的な取り組みについて、その効果を検証し発信することで、全国的な取り組みを推進することを目的として、「地域における容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	前段と後段は別項にすべきですが、そもそも113,114,115,116,121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	114	マイバッグを持参する、過剰包装を避ける、詰め替え商品を選ぶ等の行動がごみの減量化につながるように、日常の買い物と環境問題は密接に関係していることから、毎年10月に、環境省、経済産業省、3R活動推進フォーラムと全国の都道府県が共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、「買い物」における3R行動の実践を呼びかける。	環境省 経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	113,114,115,116,121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	115	平成14年以降、ごみゼロ推進全国大会を開催し、3Rの取り組みを通じて循環型社会の構築を推進してきた。平成18年度以降は、ごみゼロ推進全国大会を「3R推進全国大会」と改称し、毎年10月の3R推進月間に合わせて、引き続き開催しているところ。本大会では、全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催する地方大会との連携を図りつつ、国民・事業者・行政が一堂に会し、循環型社会形成に関するそれぞれの知識や経験を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	113,114,115,116,121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	116	3Rイニシアティブ推進のため、平成20年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合において、「神戸3R行動計画」に合意するとともに、我が国として、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表したところ、同計画の中で、世界各国において、例えば、レジ袋削減といった具体的な取り組みを実践するなど、それぞれ自国に適切な方法で廃棄物の発生抑制に優先的に取り組むことを明記したことを踏まえ、これらを実施する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	113,114,115,116,121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきです。 ・この施策の意図するところが不明です。

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	117	ウェブマガジン「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることや、環境にやさしいライフスタイルについて分りやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図る。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	読者数や配信対象など目標を具体化し、効果測定できるような書き方にすべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	118	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取り組みを表彰(「食品リサイクル推進環境大臣賞」)し、全国に紹介することで、さらなる取り組みの推進、普及啓発を図る。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	事業活動のみを対象としていますが、消費者を対象として消費行動を促すような施策を加えることが必要です。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	119	各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	既に取り組まれている施策であり、これまでの作成・配布実績と資材の効果測定を行うことと、いつ、どこで、誰に、どのような方法で、何を提供するのかを具体的に施策化するべき。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	120	平成12年に成立した循環型社会形成推進基本法第14条で義務づけられた年次報告書(循環型社会白書)を毎年作成する。(平成18年版より環境・循環型社会白書、平成21年版より環境・循環型社会・生物多様性白書)	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	白書を作成するのは義務であり、消費者基本計画に入れるべき施策ではないので、削除すべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	121	「わたしが作ったマイバック環境大臣賞」を創設し、本事業により、創意工夫されたマイバックを募集し、デザイン性、機能性、経済性等で特に優れた作品を表彰することを通じて、レジ袋を中心とした容器包装廃棄物の削減意欲を高め、買い物に行く際のマイバックの持参について、国民運動としての定着を図る。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	・113,114,115,116,121は3R関連なので、まとめて一つの施策にすべきです。 ・実施する施策が不明です。「わたしが作ったマイバック環境大臣賞」はすでに創設されています。マイバック環境大臣賞を消費者参加での環境保全活動として位置付けているのであれば、目的に合った施策なのか、参加規模は増えているのか、消費者の意識改革につながったのかなどの視点に基づいて、参加を拡大するなどの今後どのような展開するのかを施策化するべきです。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	122	家庭生活から排出されるCO2等のエコライフを推進するために、 ・ウェブサイト上で利用できる「環境家計簿」により、各世帯が光熱水量の使用料を家計簿に記録して、CO2削減状況等をグラフ等で閲覧することができるなど、家庭からCO2削減等のエコライフに役立つ情報を発信する。 ・さらに、全国の家庭から、エコライフに関する活動の内容や成果を我が家の「eco宣言☆」として募集し、優れた活動に取り組んだと認められた家庭に対して表彰を行い、その活動を広く全国に発信する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	123	生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物を紹介する展示会の開催、消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の取り組みを分かりやすく示したリストの公表などを通じ、消費者への情報提供を実施する。さらに、生物多様性民間参画ガイドラインの活用推進など、事業者の生物多様性に配慮した取り組みを推進する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	124	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能について的確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図る。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	125	建築物の設計段階において、室内空気対策やヒートアイランド対策等の環境配慮を総合的に評価し、結果を5段階で表示する「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施する。	国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	126	環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改定する。なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意する。	環境省	平成22年度以降継続的に実施する。	
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	127	地球温暖化防止のため、消費者のライフスタイルの転換を促進することを目的とした集中的なキャンペーンや普及啓発・広報活動を行う。	環境省 内閣府 経済産業省 農 林水産省 国土 交通省 文部科 学省	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な施策が盛り込まれていません。2020年までに1990年比での25%CO2を削減することを求められていますが、この世界的にも重要な課題の目標達成が非常に厳しい状況となっており、今までの施策を継続するだけでは達成は不可能と考えます。今回提案された素案では、この目標達成に向けた施策が非常に少なく、この施策も具体性に欠けています。また、この施策について

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
						は担当省庁を環境省のみとしていることなど、不十分です。幅広い省庁が協力して進めるべき施策として、改めて記述しなおすことが必要です。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	追加	消費者に対して、環境ラベルやカーボンフットプリントについての普及啓発	環境省 経済産業省 農林水産省 国土交通省	平成22年度以降継続的に実施する。	事業者向けの施策だけでなく、消費者に対する普及啓発は常に対にして施策化してください。
6	環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	追加	教員への専門教育の実施、環境教育の専門家の養成、外部講師の活用などに取り組みながら、教育機関における環境教育を充実させる。	環境省・文部科学省		
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	128	電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	消費者庁総務省	平成22年度に一定の結論を得る。	施策番号129と一本化すべき。
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	129	オプトイン方式による規制が導入された「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用する。	消費者庁総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	施策番号128と一本化すべき。
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	130	迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	架空請求に使われている携帯電話のアドレスを、各地の消費者センターから通報してもらうことにより、携帯電話の契約を解除し、今後の犯罪の未然防止をすべき
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	131	消費者の権利利益の保護の観点から、電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図る。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	電気通信分野における不招請勧誘の禁止について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析して現状を把握し、業界への指導にあたるべきである。なお、不招請勧誘についての表現は正確にすべきである。
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	132	消費者の権利利益の保護の観点から、ガイドラインに基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図る。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	電気通信分野における適合性の原則について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討するべきである。
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	133	情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図る。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	電気通信分野における情報提供義務について、業界への徹底を図る。また、消費者相談を分析し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討するべきである。
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	134	電気通信消費者支援連絡会を、本省及び各地方局において継続的に開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行う。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	回数等を明示するなど、対応について具体的な記述が必要
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	135	フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進する。	警察庁	平成22年度に実施する。	135・136・137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべき
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	136	送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援する。	総務省	平成22年度に実施する。	135・136・137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべき
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	137	フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行う。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	135・136・137を統合し、担当省庁等を総務省、警察庁、経済産業省とすべき
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	138	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施する。	警察庁	平成22年度に実施する。	
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	139	近年、インターネット、携帯電話等のICTメディアに関連した子どもの事件が頻発している状況を踏まえつつ、インターネット通信販売サービスやインターネットオークションの注意点、架空請求メールへの対処方法など、子どもによるICTメディアの健全な利用を促進するため、ICTメディアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICTメディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図る。	総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	担当省庁に文部科学省、消費者庁を加えるべき
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	140	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改定の検討等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備する。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	141	「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。	消費者庁関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	追加	放送分野における消費者政策として、「テレビショッピング番組」における情報提供量	総務省	平成22年度に一定の	

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	展への的確な対応		や内容のあり方及び有料放送契約における消費者保護ルールのあり方について検討をおこなう		結論を得る。	
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	追加	消費者庁に集められた情報通信分野の消費者相談を分析し、未然防止のために必要なルールの検討	消費者庁 総務省	平成22年度以降継続的に実施する。	
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	追加	デジタルコンテンツに関する広告ルールの作成	総務省 経済産業省 消費者庁	平成22年度に一定の結論を得る。	
7	高度情報通信社会の進展への的確な対応	追加	行動ターゲティング広告など個人の購買行動等を活用したサービスや顧客 ID やユーザーID 等による購買行動や個人情報のひもづけなど、消費者の権利利益の保護の対象を幅広く想定し、勧誘適正化の具体化のための検討を進めること。	総務省、消費者庁	平成22年度に一定の結論を得る	
8	国際化の進展への対応	142	OECD 消費者政策委員会(CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。	消費者庁外務省 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	
8	国際化の進展への対応	143	地域間・二国間における消費者問題に対応するため、政策対話の実施等を通じ国際的な連携の強化を図る。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	
8	国際化の進展への対応	144	国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有する。あわせて、「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図る。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	
8	国際化の進展への対応	145	食の安全を確保する目的で、我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組む。	外務省	平成22年度以降も継続して実施する。	
8	国際化の進展への対応	147	越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間、若しくは日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行う。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	
8	国際化の進展への対応	追加	コーデックス委員会や OIE、IPPC などの国際機関における規格等の策定作業に日本政府として統一した対応を行うため、関係省庁間の連携を強める。	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 消費者庁 環境省		国際機関における規格等の策定作業に日本政府として統一した対応を行うための施策が項目として記載される必要がある。
9	消費者団体等との連携	148	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他適格消費者団体に対する支援の在り方について、適格消費者団体が自主的に資金を確保するための手法、人材の育成・確保等の手法の調査・開発を含めて調査・研究を行う。また、適格消費者団体による差止関係業務は、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法の法令趣旨を徹底し、不正約款と不正勧誘行為ならびに不正な表示の監視・是正の機能を果たしていることから、適格消費者団体に対する資金面ならびに情報提供面での支援策について検討する。	消費者庁	平成22年9月までに一定の結論を得、平成23年度予算に反映させて加筆・修正されるよう要請します。また、情報提供にについては、①消費生活センターに持ち込まれた相談のうち、差止請求の対象となりうると考えられる事実と検討をすすめる、資業者の行為については、消費生活センターから適格消費者団体に情報提供できるように定める、②PIO-NET に入力されている事案の処理結果について、消面での支援を拡充していく。	適格消費者団体に対する資金的支援を早期に実現する観点から、「消費者庁および消費者委員会設置法 附則」の趣旨をふまえ、左記の様に下線部に付いて加筆・修正されるよう要請します。また、情報提供については、①消費生活センターに持ち込まれた相談のうち、差止請求の対象となりうると考えられる事実と検討をすすめる、資業者の行為については、消費生活センターから適格消費者団体に情報提供できるように定める、②PIO-NET に入力されている事案の処理結果について、消面での支援を拡充していく。
9	消費者団体等との連携	149	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施する。また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
9	消費者団体等との連携	150	消費者被害の情報収集等を行う消費者団体等多様なコミュニティへの情報提供や、地方公共団体による育成・支援等について効果的な情報交換の在り方の検討等を実施する。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	文章として意味不明です。「コミュニティへの情報提供」と「消費者団体育成・支援」は別項にすべきです。
9	消費者団体等との連携	追加	消費者団体に対する支援策を検討する。 ① 消費者団体の公益的な活動(例:消費者教育・広報啓発、被害救済、事業活動の	消費者庁・総務省・財務省	① 平成23年度までに具体的な検討を終	① 消費者団体は、消費者相談・消費者被害救済・消費者教育などの取り組みを通じて、個々の消費者では担えない形での、消費者の権利の実現に

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
			<p>是正等)に対する財政支援を検討する。</p> <p>② 特に消費者団体による相談業務や適格消費者団体による差止請求業務に関する財政支援は緊急を要しており、全般的な支援策の検討に先立ち、検討を行う。</p>		<p>える。</p> <p>② 平成22年度中に結論を出し、平成23年度より実施する。</p>	<p>寄与する役割を担っています。消費者の権利の実現に向けては、消費者に身近な立場で活動する消費者団体が引き続きこうした役割を果たしていくことができるよう、行政が消費者団体を支援することが必要です。消費者庁関連法の附則・附帯決議においても、消費者団体の果たすべき役割の重要性にもとづき、支援の在り方を見直すとしており、施策化することは必要です。</p> <p>② 地方消費者行政強化が進捗し行政の相談員の待遇改善が図られる中で、消費者団体として相談活動に取り組む人材の確保(相応の謝礼の支払い)が困難になってきている現状があります。消費者団体が消費者に身近な立場からADR機関として活動しようとするれば、自身で相談活動を行うことが不可欠であり、消費者団体によるADRの拡充の観点からも、行政による相談活動の支援は重要です。消費者団体自身が相談活動に取り組む公益的意義を踏まえ、行政の相談窓口とともに、消費者団体の相談活動も充実するような支援が必要と考えます。消費者団体訴訟制度が差止請求に限定されている現状では、適格消費者団体がこの制度を活用しても得られる収入は皆無であり、持ち出しによる活動にしかありません。適格消費者団体への支援の必要性については消費者庁関連法の附則・附帯決議でも強調されており、適格消費者団体が活動を本格化するにしたがって財政状況が厳しくなっている現状にかんがみ、一刻も早い財政支援を施策化することが必要と考えます。</p>
9	消費者団体等との連携	追加	消費者庁ホームページに「消費者基本計画」の個別施策の進捗が確認できるページを設ける。更に各省庁ホームページにも消費者基本計画の担当施策ページを設ける。各省庁の消費者基本計画ページは消費者庁ホームページの基本計画ページからもリンクできるようにする。各省庁は少なくとも四半期に一度、ホームページに施策の進捗状況を公表する。	全省庁	平成22年度より本格的に稼働させる。	計画の進行管理を行えること、そして進捗状況を広く消費者に周知し、消費者の声をもとに計画の修整ができること、省庁間で施策の進捗を確認しあえ、相互に補完し合える状況を作れることで、計画の検証・評価・監視の実効性を担保し、消費者行政の充実を図ることができる。
9	消費者団体等との連携	追加	各省庁のNPO対象事業やNPO優遇税制検討などを参考にした、消費者団体支援策の検討。	消費者庁・総務省・内閣府	平成23年度中に一定の結論を得る。	各省庁ではNPOを対象とした事業を各種行っている。また地方自治体ではNPOを支援するための財政制度を設けたところが増えている。それらの先事例を調査研究した上で、消費者団体の支援策の検討を行うべき。
9	消費者団体等との連携	追加	活動における会場手配や教材貸し出しの優遇、講師紹介、消費者への情報発信(活動紹介や主催企画の宣伝なども)等、消費者団体の活動に対する間接的支援策の検討と地方公共団体への支援策実施の促進	消費者庁・総務省	平成23年度中に一定の結論を得る。	財政支援策の検討とあわせて、活動の場の確保や情報発信方法の提供などの支援策を検討することが必要。
10	事業者や事業者団体による自主的な取り組みの促進	151	事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進するため、説明会の実施等により、公益通報者保護法の周知・啓発を引き続き図る。また、公益通報者保護法附則第2条の規定に従い、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。また、公益通報者また、公益通報者保護法附則第2条の規定に従った措置については、平成23年4月を目途として実施する。	「法改正含めた必要な措置を講ずる」と修文すべき。
10	事業者や事業者団体による自主的な取り組みの促進	152	公正競争規約(景品表示法第11条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。	消費者庁 公正取引委員会	平成22年度以降継続的に実施する。	
10	事業者や事業者団体による自主的な取り組みの促進	153	警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう関連団体を支援する。	警察庁	平成22年度以降継続的に実施する。	苦情解決業務の円滑化は、警備業務に限らず、事業者全体で取り組まれるべき。
10	事業者や事業者団体による自主的な取り組みの促進	154	訪問販売、通信販売、テレマーケティングのそれぞれの事業に関わる自主行動基準の整備、電話相談・苦情処理等が円滑に行われるよう関連団体を支援する。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある個所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
10	事業者や事業者団体による自主的な取り組みの促進	155	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。	農林水産省	平成22年度以降継続的に実施する。	法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底の促進は、食品業界に限らず、分野横断的な施策として記載される必要があるため、案の通り修文する必要がある。 (修正案) 事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、関係業界単位で開催される信頼性向上に向けた研修会や従業員教育等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。 担当省庁等：消費者庁、総務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省
11	地方公共団体等との連携	156	政策・措置に関する情報が地方公共団体等で共有されるとともに、確実に消費者庁に集約されるよう、関係省庁及び地方公共団体との連携を密にするなど体制を整備する。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報集約の徹底を図る。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
11	地方公共団体等との連携	157	都道府県における法執行強化（景品表示法、特定商取引法、JAS 法等）を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じての人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じての国と都道府県の連携などの支援を行う。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	
11	地方公共団体等との連携	158	「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づき、総合的な地方消費者行政推進の支援を行う。	消費者庁 国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	96、97、98とあわせて、整理する必要があります。
11	地方公共団体等との連携	追加	地方消費者行政強化プランの動向把握(例：地方消費者行政推進本部の活動状況、相談体制や法執行の拡充状況)と国による地方消費者行政支援策の検討	消費者庁・総務省	平成22年度以降継続して実施	地方自治体の取り組み状況を集約して、自治体間に広げ、つなげていくことは地方消費者行政の充実化において、必要な施策と考えます。また各地の取り組みを集約分析することで、消費者庁自身の施策に反映し、国全体の消費者行政のステップアップにつなげることが可能となります。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要があります。
11	地方公共団体等との連携	追加	各省庁HPに、消費者基本計画で取り上げた施策に係る地方公共団体の好事例を紹介するページを設け、毎月情報を更新するとともに、事例のデータベース化を図る。	全省庁	データベース化は平成22年度中に完了する。	「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に収録された自治体の取り組み事例は、必ず、他の自治体の参考となり、施策は豊富化します。
11	地方公共団体等との連携	追加	活性化基金の使い勝手を向上させるための検討と実施要綱の改定	消費者庁・総務省・財務省		強化プランでの事例紹介を参考に地方公共団体が積極的に取り組むための今一度の動機付けを行うためにも、基金の使い勝手の向上をはかることは必要です。また、積極的に基金を使わない公共団体がいるとはいえ、被害に遭うのはその自治体に居住している消費者です。消費者被害の発生を防ぐという第一義的な目的を達成するためには、要綱の見直しは必要な施策です。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要があります。
11	地方公共団体等との連携	追加	活性化基金終了後の国としての地方公共団体への財政的支援策の検討	消費者庁・総務省・財務省	平成22年度中に一定の結論を得る。	基金終了後の財政負担増等を懸念している地方公共団体の不安を解消するために、施策に盛り込み、早急に検討を開始するべきです。なお、96、97、98とあわせて、整理する必要があります。
11	地方公共団体等との連携	追加	「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に設定された、消費者庁と国民生活センターの課題の進捗状況を定期的に公表する。地方公共団体の好事例を月に少なくとも一件は情報として発信し、各地への普及を図る。	消費者庁・総務省	平成22年度以降、継続的に実施する。	96、97、98とあわせて、整理する必要があります。
12	関係機関等による試験、検査などの整備	159	製品評価技術基盤機構などの関連独立行政法人が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進する。また、商品テスト機能を強化するため、人的体制の整備及びテストに必要な機器等の更新・整備を図る。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	原因究明機関の一つとして、消費者庁を含め各関係省庁と共同して検討を進めるべき。 159・160は一つの項目にして、担当省庁を、消費者庁・経済産業省・国民生活センターとすべきである
12	関係機関等による試験、検査などの整備	160	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との連携を図るとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図る。	経済産業省	平成22年度以降継続的に実施する。	原因究明機関の一つとして、消費者庁を含め各関係省庁と共同して検討を進めるべき。 159・160は一つの項目にして、担当省庁を、消費者庁・経済産業省・国民生活センターとすべきである
12	関係機関等による試験、検査などの整備	追加	地方公共団体の消費生活センターが行う商品テストの機能強化のための支援策を検討	消費者庁・国民	平成22年度中に一定	消費生活センターの商品テスト機能は重要な役割を担っています。しかし現状

消費者基本計画素案に対する全国消費者団体連絡会意見（各論部分）

項目No.	項目	施策No.	具体的施策 ※全国消団連注 下線部ならびに取り消し線のある箇所は加筆修整していることを表します。	担当省庁等	実施時期	意見・理由・修文
	検査などの整備		話し、実施する。	生活センター	の結論を得る。	では機能が縮小されたり、地域間での取り組みの格差に大きく差が生じています。商品テスト機能の回復を早急に進める必要があり、消費者庁と国民生活センターの支援の下、早急な底上げと建て直しが必要です。
13	行政組織体制の充実・強化	161	消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対する研修の実施を図る。	消費者庁 人事院	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な計画を明記すべき。
13	行政組織体制の充実・強化	162	幅広い専門性を持つ職員の登用を図る。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な計画を明記すべき。
13	行政組織体制の充実・強化	163	高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を推進する。	消費者庁	平成22年度以降継続的に実施する。	具体的な計画を明記すべき。
13	行政組織体制の充実・強化	164	消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。	消費者庁関係省 庁等	平成22年度以降継続的に実施する。	
13	行政組織体制の充実・強化	165	消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、国民生活センターの業務及び組織の更なる整備について検討し、必要な措置を講ずる。	消費者庁	平成24年度までに一定の結論を得る。	
13	行政組織体制の充実・強化	166	国民生活センターに配置されている消費生活相談員の身分・待遇に関し、賃金の見直し、社会保険の加入、継続雇用制度の適用等、待遇改善の在り方を検討の上、改善を図る。	国民生活センター	平成22年度以降継続的に実施する。	
13	行政組織体制の充実・強化	167	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行うとともに、消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討する。	消費者庁	平成22年度までに一定の結論を得る。	
13	行政組織体制の充実・強化	168	競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処することにより、公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、今後も必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図る。	公正取引委員会	平成22年度以降継続的に実施する。	
13	行政組織体制の充実・強化	追加	各省庁のホームページの消費者視点での見直し検討	全省庁	平成22年度中に完了する。	現在の各省庁のホームページは利用しにくいものです。省庁間で横断的に取り組まれている施策については、お互いにリンクするページを設けることなどが必要だと思います。使い勝手に関するアンケート調査を行うなどして、改善を図ることが必要です。
13	行政組織体制の充実・強化	追加	各省庁における消費者行政推進窓口(例えば、消費者庁への報告・相談・事例共有や、消費者基本計画の当該省庁担当部分の取りまとめ等を任務とする)の明確化	全省庁	平成22年度中に明確化し、広報する。	省庁間のネットワーク化、消費者にとっての窓口の「見える化」は必要な施策です。
13	行政組織体制の充実・強化	追加	消費者庁と消費者委員会の協力のあり方の検討	消費者庁・消費者委員会	平成22年度末までに一定の結論を得る	12月2日付けパブリックコメントで意見をあげましたが、素案に反映されませんでしたので、再度施策化を求めます。
追加	消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保	追加	消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該政策の策定の過程の公正性・透明性を確保するための制度の整備などの必要な施策を講ずる。	全省庁	平成22年度に一定の結論を得る。	総論に記述されている施策であり、検討が必要です。